

地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに市町村税条例第 条の規定によって、平成 年度給与所得等に係る市町村民税及び道府県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

平成 年 月 日

市町村長 氏 名 ㊟

〒

殿

特別徴収税額		課税人員		非課税人員	
月割額	人数	納付額	人数	納付額	
6月分			12月分		
7月分			1月分		
8月分			2月分		
9月分			3月分		
10月分			4月分		
11月分			5月分		
(備考)					

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	7月分	11月分	3月分		
					8月分	12月分	4月分		
					9月分	1月分	5月分		
					変更月	月			

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	7月分	11月分	3月分		
					8月分	12月分	4月分		
					9月分	1月分	5月分		
					変更月	月			

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	7月分	11月分	3月分		
					8月分	12月分	4月分		
					9月分	1月分	5月分		
					変更月	月			

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	7月分	11月分	3月分		
					8月分	12月分	4月分		
					9月分	1月分	5月分		
					変更月	月			

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	7月分	11月分	3月分		
					8月分	12月分	4月分		
					9月分	1月分	5月分		
					変更月	月			

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	7月分	11月分	3月分		
					8月分	12月分	4月分		
					9月分	1月分	5月分		
					変更月	月			

特別徴収義務者名

- 備考
- 1 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
  - 2 地方税法第321条の5の2に規定する納期の特例の適用がある場合には、その旨を備考欄に記載すること。
  - 3 受給者番号は、給与支払報告書(個人別明細書)に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。また、市町村コードは、「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード(昭和45年行政管理庁告示第44号)」の該当コードを記載すること。
  - 4 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。

公的年金等支払報告書（個人別明細書）				※種別	※整理番号	※							
支払を受ける者	※区分												
	住所												
	フリガナ												
	氏名	生年月日	明治	大正	昭和	平成							
			年	月	日								
区分		支 払 金 額			源 泉 徴 収 額								
所得税法第203条の3第1号適用分		千 円			千 円								
所得税法第203条の3第2号適用分													
所得税法第203条の3第3号適用分													
所得税法第203条の3第4号適用分													
本 人				控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数							
特 別 障 害 者	そ の 他 の 障 害 者	特 別 寡 婦	寡 婦 寡 夫	有	無	老 人 控 除 対 象 配 偶 者	特 定	老 人	そ の 他	特 別	そ の 他	社 会 保 険 料 の 額	
							人	人	人	人	人	千 円	
(摘要)											16歳未満の扶養親族の数		
											人		
支 払 者		所 在 地											
		名 称		(電話)									

第17号の2様式別表記載要領

- 1 「住所」の欄には、支払報告書を提出する日の現況による住所を記載すること。
- 2 「氏名」の欄の「フリガナ」の欄には、カタカナで記載すること。
- 3 「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。
- 4 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した公的年金等の金額を記載し、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書とすること。また、所得税法第203条の4第2号に規定する退職年金については、同号の規定により公的年金等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額を記載すること。
- 5 「本人」の項には、公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、法第34条第3項及び第314条の2第3項に規定する寡婦控除額の控除の対象となる寡婦若しくはその他の寡婦又は寡夫に該当する場合には、その該当する欄に★印を記載すること。
- 6 「控除対象配偶者の有無等」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、その該当する欄に★印を記載すること。
- 7 「控除対象扶養親族の数」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、それぞれ次のように記載すること。
  - (イ) 「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。
  - (ロ) 「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載すること。
  - (ハ) 「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載すること。
- 8 「障害者の数」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、それぞれ次のように記載すること。
  - (イ) 「特別」の欄には、控除対象配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに法第34条第4項及び第314条の2第4項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書すること。
  - (ロ) 「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である控除対象配偶者又は扶養親族の数を記載すること。
- 9 「社会保険料の金額」の項には、所得税法第203条の4第1項の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額を記載すること。
- 10 「16歳未満の扶養親族の数」の欄には、16歳未満（平成 年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載すること。
- 11 ※の欄には、記載しないこと。

表

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業者	不利益子	配当	給付	雑・一時	課税標準	総所得③				
	給与所得			山林所得								分離短期譲渡			
	その他の所得計			分離長期譲渡								株式等の譲渡			
総所得金額①										上場株式等の配当					
										先物取引					

  

所得控除	雑損		障・寡・勤							控除標準	扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失	
	医療費		配偶者								特同老	16歳未満	その他	未成年者
	社会保険料		配偶者特別								配定老人	障	障	障
	小規模企業共済		扶養								障	障	障	寡夫
	生命保険料		基礎								障	障	障	寡夫
地震保険料		所得控除合計②												
(摘要)														

税額	税額控除前所得割額④			
	税額控除額⑤			
	所得割額⑥			
	均等割額⑦			
	税額控除前所得割額④			
	税額控除額⑤			
	所得割額⑥			
	均等割額⑦			
	特別徴収税額⑧			
	控除不足額⑨			
	既充当額⑩			
	既納付額⑪			
差引納付額(⑧-⑩-⑪,⑬)				
変更前税額⑫				
増減額(⑧-⑫)				
変更月		月		

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市（町・村）長に対して異議申立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市（町・村）を被告として（市（町・村）長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 年 月 日  
市町村長 氏 名 ㊟

納付額	6月分	9月分	12月分	3月分
	7月分	10月分	1月分	4月分
	8月分	11月分	2月分	5月分

問合せ先

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業者	不利益子	配当	給付	雑・一時	課税標準	総所得③				
	給与所得			山林所得								分離短期譲渡			
	その他の所得計			分離長期譲渡								株式等の譲渡			
総所得金額①										上場株式等の配当					
										先物取引					

  

所得控除	雑損		障・寡・勤							控除標準	扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失	
	医療費		配偶者								特同老	16歳未満	その他	未成年者
	社会保険料		配偶者特別								配定老人	障	障	障
	小規模企業共済		扶養								障	障	障	寡夫
	生命保険料		基礎								障	障	障	寡夫
地震保険料		所得控除合計②												
(摘要)														

税額	税額控除前所得割額④			
	税額控除額⑤			
	所得割額⑥			
	均等割額⑦			
	税額控除前所得割額④			
	税額控除額⑤			
	所得割額⑥			
	均等割額⑦			
	特別徴収税額⑧			
	控除不足額⑨			
	既充当額⑩			
	既納付額⑪			
差引納付額(⑧-⑩-⑪,⑬)				
変更前税額⑫				
増減額(⑧-⑫)				
変更月		月		

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市（町・村）長に対して異議申立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市（町・村）を被告として（市（町・村）長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 年 月 日  
市町村長 氏 名 ㊟

納付額	6月分	9月分	12月分	3月分
	7月分	10月分	1月分	4月分
	8月分	11月分	2月分	5月分

問合せ先

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業者	不利益子	配当	給付	雑・一時	課税標準	総所得③				
	給与所得			山林所得								分離短期譲渡			
	その他の所得計			分離長期譲渡								株式等の譲渡			
総所得金額①										上場株式等の配当					
										先物取引					

  

所得控除	雑損		障・寡・勤							控除標準	扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失	
	医療費		配偶者								特同老	16歳未満	その他	未成年者
	社会保険料		配偶者特別								配定老人	障	障	障
	小規模企業共済		扶養								障	障	障	寡夫
	生命保険料		基礎								障	障	障	寡夫
地震保険料		所得控除合計②												
(摘要)														

税額	税額控除前所得割額④			
	税額控除額⑤			
	所得割額⑥			
	均等割額⑦			
	税額控除前所得割額④			
	税額控除額⑤			
	所得割額⑥			
	均等割額⑦			
	特別徴収税額⑧			
	控除不足額⑨			
	既充当額⑩			
	既納付額⑪			
差引納付額(⑧-⑩-⑪,⑬)				
変更前税額⑫				
増減額(⑧-⑫)				
変更月		月		

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市（町・村）長に対して異議申立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市（町・村）を被告として（市（町・村）長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 年 月 日  
市町村長 氏 名 ㊟

納付額	6月分	9月分	12月分	3月分
	7月分	10月分	1月分	4月分
	8月分	11月分	2月分	5月分

問合せ先

特別徴収義務者名
----------